



住宅耐震化促進事業の補助制度について

野々市市では、市内における住宅の耐震改修の促進を図るため、**耐震診断や耐震改修工事に要する費用を補助**しています。

また、原則無料で行うことができる**簡易耐震診断事業**を行っています。

〈補助金〉

耐震診断の場合

最大12万円

耐震改修工事の場合

最大180万円

〈簡易耐震診断事業〉

建築図面に基づく業務

無料

現地調査に基づく業務

5千円



〔耐震診断・耐震改修工事〕

■対象住宅

1. 本市の区域にある木造住宅
2. **昭和56年5月31日以前**に工事が着手された一戸建て住宅又は兼用住宅
3. 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後、速やかに居住の用に供する住宅

■対象者

1. 住宅の所有者又は居住者（いずれも予定者を含む）
2. 市税を滞納していない者

■補助金の額

＜耐震診断＞ 耐震診断に要する費用の4分の3、**限度額12万円**

＜耐震改修工事＞ 耐震改修工事に要する費用、**限度額180万円**

〔簡易耐震診断事業〕

■対象住宅

1. 本市の区域にある在来軸組構法による木造住宅
2. **昭和56年5月31日以前**に工事が着手された一戸建て住宅又は兼用住宅
3. 現況図面がある住宅、または耐震診断士への委託により現地調査を行うことが可能な住宅

■対象者

1. 本市に住所がある者
2. 対象住宅を所有している者
3. 市税を滞納していない者

■費用について

1. 建築図面に基づく業務については、**無料**
2. 現地調査に基づく業務については、**5千円**



一般的な**リフォームに併せて耐震化**を行うことも効果的です。

また、耐震改修工事の補助金については、**代理受領制度※**が利用できます。

※代理受領制度…改修工事を実施した工務店等に補助金の受取りを委任することにより、対象者が改修工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよい制度です。

▼ホームページはこちら

のいち 耐震

検索

（お問い合わせ） 野々市市 建築住宅課 開発住宅係 076-227-6087